

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 27 日（金）第 705 号 の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---|-----------------|---|
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の変更 | （水産振興課取扱い） | 1 |
| ○漁船保険付保義務発生 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○養殖共済に係る一定の水域の設定 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○県営土地改良事業の計画の決定（5件） | （農地整備課取扱い） | 3 |
| ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（3件） | （都市計画課取扱い） | 4 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （北薩地域振興局取扱い） | 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定 | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 5 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 | | |
| ○政治団体の名称等の公表 | （選挙管理委員会取扱い） | 6 |

告 示

鹿児島県告示第210号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町神殿字浅付之谷4090番1から4090番3まで、4091番、4097番12
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第211号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鹿児島県資源管理方針を別冊

のとおり変更した。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第212号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、川内加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第213号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年3月27日から同年4月10日まで与論町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡与論町大字那間1174番地1 原田洋和
大島郡与論町大字茶花2803番地 町順郎
大島郡与論町大字麦屋545番地6 重久琢治
- 2 加入区
与論加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
与論町漁業協同組合

鹿児島県告示第214号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により、同法第114条に規定する養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和8年3月27日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、令和5年9月1日鹿児島県告示第678号（養殖共済に係る一定の水域の設定）別冊の34の表瀬戸内町クマチキヨ崎第2加入区の項、35の表瀬戸内町クマチキヨ崎第2加入区の項、36の表瀬戸内町クマチキヨ崎第2加入区の項及び37の表瀬戸内町クマチキヨ崎第2加入区の項を削る。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 小割り式2年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町クマチキヨ崎第2加入区	大特区魚第31号及び第33号漁業権の漁場の区域

- 2 小割り式3年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町クマチキヨ崎第2加入区	大特区魚第31号及び第33号漁業権の漁場の区域

- 3 小割り式4年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町クマチキヨ崎第2加入区	大特区魚第31号及び第33号漁業権の漁場の区域

- 4 小割り式5年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域

瀬戸内町クマチキヨ崎第 2 加入区

大特区魚第 31 号及び第 33 号漁業権の漁場の区域

鹿児島県告示第 215 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 4 第 1 項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（一般整備型））（農業用排水施設整備）冷筋池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
出水市役所農林水産整備課

鹿児島県告示第 216 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 4 第 1 項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（一般整備型））（農業用排水施設整備）大平ため池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
出水市役所農林水産整備課

鹿児島県告示第 217 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 4 第 1 項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（地震・豪雨対策型））（農業用排水施設整備）鍋浦池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
南さつま市役所耕地林務課

鹿児島県告示第 218 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 4 第 1 項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（地震・豪雨対策型））（農業用排水施設

整備）大谷池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
南さつま市役所耕地林務課

鹿児島県告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（一般整備型））（農業用排水施設整備）小松原池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
さつま町役場農林課

鹿児島県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
日置市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 伊集院都市計画下水道事業
 - (2) 名称 日置市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和53年1月9日から令和13年3月31日まで（変更前令和8年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
いちき串木野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 串木野都市計画下水道事業
 - (2) 名称 串木野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和62年1月28日から令和14年3月31日まで（変更前令和10年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
南さつま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 加世田都市計画下水道事業
 - (2) 名称 南さつま市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成28年11月18日から令和13年3月31日まで（変更前令和8年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

北薩地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 8 年 3 月 27 日

北薩地域振興局長 本田敬

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
川内自興園	薩摩川内市百次町1110番地	社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団	鹿児島市鴨池新町1番7号	下村 一彦	令和7年10月1日	就労選択支援

始良・伊佐地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

令和 8 年 3 月 27 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
相談支援事業所 こねくと	霧島市隼人町内 山田四丁目17番 16号	合同会社こねく と	霧島市隼人町内 山田四丁目13番 32号	假屋 智広	令和 7 年 10 月 1 日	地域移行 支援・地 域定着支 援

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体及び資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小野純平後援会	神 孝輔	野村 憲作	出水市高尾野町柴引 2079番6号	令和 8 年 2 月 2 日
鹿児島県作業療法士連盟	西 綾	西 綾	鹿児島市城山町1-13 ナポリビル4階	令和 8 年 2 月 9 日
角崎洋光後援会	角崎 洋光	角崎 葉子	鹿屋市寿二丁目9-16	令和 8 年 2 月 26 日
西之表市と馬毛島の未来創造会議	折口 金吉	柏井 貴志	西之表市西之表15219-4	令和 8 年 2 月 27 日
みやぞの広文後援会	宮園 広文	宮園 広文	鹿屋市上祓川町9356-3	令和 8 年 2 月 6 日
米永あつ子後援会	米永 香音	米永 淳子	鹿屋市寿7-4-47	令和 8 年 2 月 16 日

2 異動の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
小野じゅんぺい後援会	神 孝輔	政治団体の名称	小野じゅんぺい後援会	小野純平後援会	令和 8 年 2 月 2 日
鹿児島県獣医師連盟	桑原 貴久雄	会計責任者の氏名	大田 均	紺家 亮爾	令和 7 年 6 月 26 日
鹿児島の未来をつくる会	山口 貴生	会計責任者の氏名	永海 忠彦	渡邊 隆生	令和 8 年 2 月 8 日
こども・保育政治連盟鹿児島支部	宮田 清史	会計責任者の氏名	武田 修	白澤 隼人	令和 8 年 1 月 1 日
すすめ登志朗後援	町田 義彦	主たる事務	大島郡和泊町	大島郡和泊町	令和 8 年

会		所の所在地	手々知名628	和泊3-7	2月27日
曾於市一心の会	竹田 正博	政治団体の名称	曾於市一心の会	曾於市一新の会	令和8年 2月1日
		主たる事務所の所在地	曾於市末吉町南之郷3806-1	曾於市末吉町二之方6015-1	
		代表者の氏名	竹田 正博	稲留 三郎	
武さとみ後援会	武 さとみ	代表者の氏名	武 さとみ	外山 一正	令和8年 2月16日
		会計責任者の氏名	武 さとみ	福田 和伸	
中村ともや後援会	中村 友哉	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町見次449-206	霧島市隼人町真孝1139-3	令和8年 1月1日
松枝正浩後援会	松枝 正浩	主たる事務所の所在地	始良市西餅田3444番地53	霧島市隼人町神宮五丁目10-15サンファミリー宮内201号	令和8年 1月9日
矢上弘幸後援会	矢上 弘幸	主たる事務所の所在地	曾於市末吉町二之方6058-2	曾於市末吉町二之方6058番地13	令和7年 11月9日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
赤崎正剛君を育てる会（正友会）	鹿児島市新町4-1	赤崎 正剛	令和7年12月31日
岩切聡後援会	霧島市牧園町高千穂3617-324高千穂団地2-205	岩切 聡	令和7年12月31日
帯田やすみち後援会	薩摩川内市樋脇町市比野2565	平野 哲寛	令和7年12月31日
かめさわ中後援会	始良郡湧水町木場2441-12	亀澤 信二	令和7年12月31日
なかさと純人後援会	いちき串木野市東島平町145	笠原 勲	令和7年11月21日
中西茂後援会	鹿屋市寿五丁目17番34号	中西 茂	令和7年12月31日
林誠治後援会	出水郡長島町山門野3523	村本 俊一	令和7年12月24日

4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
中村 友哉	中村ともや後援会	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町見次449-206	霧島市隼人町真孝1139-3	令和8年 1月1日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
赤崎 正剛	赤崎正剛君を育てる会（正友会）	令和7年12月31日
中西 茂	中西茂後援会	令和7年12月31日